

誓約書に関するQ&A

Q：誓約書をなぜ提出しなければならないのか？

A：国の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において、各研究機関が実施すべき研究費の不正使用根絶のための取組みが示されています。これに基づき、本学においても、全ての構成員から研究費の不正使用を行わない旨の誓約書を提出させています。同様に、取引業者様に対しても不正な取引に関与しない旨の誓約書の提出をお願いしております。

Q：誓約書提出についての依頼状が届いたが、どの部署・担当に転送すればよいか？

A：不正に関与しない旨の誓約を組織として求めるものなので、これを組織として判断できる部署に転送していただきますようお願いいたします。

Q：取引予定が当面ないが、誓約書の提出が必要か？

A：今後本学との取引は一切ないという場合を除き、ご提出をお願いします。

Q：誓約書への記名・押印者は、代表者でないといけないか？

A：具体的な役職の指定はありません。誓約書の内容について責任を持てる役職の方（例：支店長や営業部長等）に記名・押印いただければ問題ありません。

Q：誓約書は、取引が発生する毎に提出するのか？

A：取引毎には提出いただく必要はありません。ただし、支店等からの提出の場合には、支店毎に提出をお願いします。また、会社等の名称の変更があった場合には、再提出をお願いします。

Q：東京農工大会計規則、東京農工大学契約事務取扱規程は、どこで確認できるのか？

A：本学ホームページからご確認ください。

HOME > 大学案内 > 大学概要 > 公的研究費の不正防止のための取り組み
<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/koutekikenkyuhi/>

Q：通報窓口は、どこか？

A：東京農工大学監査室

住所：〒183-8538 東京都府中市晴見町 3-8-1

電話：042-367-5517

FAX：042-367-5554

e-mail：tuhousya(ここに@を入れてください) cc.tuat.ac.jp

Q：研究費の不正使用とは、具体的にはどのような内容を指すのか？

A：本学教職員からの依頼等により、実態を伴わない虚偽の書類（品名替、期ずれ、水増し等）を作成し、実態を偽って大学に提出して、不正に研究費を支出させること等を指します。

Q：誓約書の提出対象は？

A：全ての取引業者様に対して、提出をお願いしております。ただし、次の取引業者等は、対象外としております。

- ・ 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- ・ 学校法人
- ・ 国際組織、外国企業等
- ・ 電気・ガス・水道・電話・郵便及び宅配事業者等
- ・ 弁護士、税理士、公認会計士、弁理士事務所（特許出願手続費用等）
- ・ 保険会社、銀行等金融機関
- ・ 商取引の相手方ではない個人
- ・ その他本学が提出の必要がないと判断したもの
 - 例：・ 学会等（会費、参加費、論文掲載費のみで、書籍等の購入がない場合）
 - ・ 新聞社、出版社等（定期購読及び掲載費のみで、書籍等の購入がない場合）